

秋田県警察における足こん跡の取扱いに関する訓令

最終改正 平成29年12月28日

平成20年12月26日本部訓令第26号

本訓令は、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）に定めるもののほか、足跡、タイヤ痕及びその他の痕跡の取扱いに関し、必要な事項を定めている。